

ユニット型長期入所料金表

R6年4月1日

(個室)

要介護度	負担段階	基本料	食費	室料	1日あたり	1ヶ月(30日)
要介護3	第1段階	815	300	880	1,995	59,850
	第2段階		390	880	2,085	62,550
	第3段階①		650	1,370	2,835	85,050
	第3段階②		1,360	1,370	3,545	106,350
	第4段階		1,445	2,066	4,326	129,780
要介護4	第1段階	886	300	880	2,066	61,980
	第2段階		390	880	2,156	64,680
	第3段階①		650	1,370	2,906	87,180
	第3段階②		1,360	1,370	3,616	108,480
	第4段階		1,445	2,066	4,397	131,910
要介護5	第1段階	955	300	880	2,135	64,050
	第2段階		390	880	2,225	66,750
	第3段階①		650	1,370	2,975	89,250
	第3段階②		1,360	1,370	3,685	110,550
	第4段階		1,445	2,066	4,466	133,980

(単位：円)

◎負担段階は、年金所得合計等に基づき、各市町村が認定します。

1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者
2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が年80万円以下の方 預貯金 単身650万円・夫婦1,650万円
3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方 預貯金 単身550万円・夫婦1,550万円
3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方 預貯金 単身500万円・夫婦1,500万円
4段階	上記以外の課税世帯の方

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

- ・室料はR6年8月1日から上記の料金になります。（60円引き上げ）